



再生可能エネルギー発電促進賦課金について（関西電力エリア）

■再生可能エネルギー発電促進賦課金とは

発電コストの高い再生可能エネルギー（太陽光発電・風力発電・水力発電・地熱発電・バイオマス発電のことをいいます）の導入を支えるため、電気を使うすべての方に、電気の使用量に応じてご負担いただくものです。

【特徴】

- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金は2012年7月1日にスタートした「固定価格買取制度」に基づき、国の制度として、電気を使うすべての方に負担いただきます
- ・電気料金の一部となっています
- ・ご負担額は電気のご使用量に比例します
- ・再生可能エネルギー発電促進賦課金の単価は、全国一律となるよう調整を行われます
- ・皆様から集めた再生可能エネルギー発電促進賦課金は、電気事業者が買取制度で電気を買取るための費用に回され、最終的には再生可能エネルギーで電気をつくっている方に届きます。

■再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

法令に基づき、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、以下のとおりとなります。

| 区分 | | 平成30年5月分から平成31年4月分 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） |
|-------------------|------------------------|--|
| U-POWER 従量電灯 A | 最初の15kWhまで （最低料金部分） | 43.50円 |
| | 15kWhをこえる1kWhにつき | 2.90円 / kWh |
| U-POWER 従量電灯 B | 1kWhにつき | 2.90円 / kWh |

| 区分 | | 平成 29 年 5 月分から平成 30 年 4 月分 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） |
|-------------------|--------------------------|--|
| U-POWER 従量電灯 A | 最初の 15kWh まで （最低料金部分） | 39.60 円 |
| | 15kWh をこえる 1kWh につき | 2.64 円 / kWh |
| U-POWER 従量電灯 B | 1kWh につき | 2.64 円 / kWh |

| 区分 | | 平成 28 年 5 月分から平成 29 年 4 月分 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価（税込） |
|-------------------|--------------------------|--|
| U-POWER 従量電灯 A | 最初の 15kWh まで （最低料金部分） | 33.75 円 |
| | 15kWh をこえる 1kWh につき | 2.25 円 / kWh |
| U-POWER 従量電灯 B | 1kWh につき | 2.25 円 / kWh |

詳細は経済産業省のニュースリリースをご確認ください。

<http://www.meti.go.jp/press/2017/03/20180323006/20180323006.html>

以上